

附属書十六（第十一章関係）　メキシコに関する一般的注釈

第一節　経過規定

第十一章の規定にかかわらず、附属書十一から附属書十四までは、次の経過規定に従う。

メキシコ石油公社、連邦電力庁及び非エネルギー建設

1　メキシコは、この協定の効力発生の後各暦年について、次の(a)から(c)までに掲げる調達契約のうち、それぞれに掲げる調達契約の総額に2に規定する百分率を乗じた価額に係る部分を、第十一章に規定する義務から除外することができる。

(a)　当該暦年にメキシコ石油公社が調達する物品、サービス及びこれらの組合せ並びに建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のものの総額

(b)　当該暦年に連邦電力庁が調達する物品、サービス及びこれらの組合せ並びに建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のものの総額

(c)　当該暦年に調達される建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のもの

の（メキシコ石油公社及び連邦電力庁が調達する建設サービスに関する調達契約を除く。）の総額

2 1に規定する百分率は、次のとおりとする。

一年目	四五%
二年目	四〇%
三年目	三五%
四年目	三五%
五年目	三五%
六年目	三〇%
七年目	三〇%
八年目以降	〇%

3 地域金融機関又は多数国間金融機関からの借款による資金を用いて行われる調達に係る契約の価額は、

1及び2に規定する調達契約の総額の計算には含めない。そのような借款による資金を用いて行われる調達に係る契約は、第十一章に規定するいかなる規制にも服さない。

4 メキシコは、連邦供給分類（以下「FSC」という。）又は両締約国が合意する他の分類制度の一分類に属する物品又はサービスについての調達契約であつて、いずれかの暦年において1及び2の規定に基づきメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外されたものの総額が、当該暦年においてメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外される調達契約の総額の十五パーセントを超えないことを確保する。

5 メキシコは、この協定の効力発生の日から起算して四年目の十二月三十一日の後は、FSC又は両締約国が合意する他の分類制度の一分類に属する物品又はサービスについての調達契約であつて、いずれかの暦年において1及び2の規定に基づきメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外されたものの総額が、当該暦年においてメキシコ石油公社又は連邦電力庁が当該分類に属する物品又はサービスについて締結するすべての調達契約の総額の五十パーセントを超えることのないようメキシコ石油公社及び連邦電力庁のそれぞれがあらゆる妥当な努力を払うことを確保する。

6 両締約国は、この協定の効力発生の日から起算して四年目まで、2に規定する経過措置に関する協議を行うことができる。両締約国は、当該協議において、各締約国の供給者による他方の締約国の政府調達市場への効果的なアクセスについて検討する。

医薬品

7 第十一章の規定は、この協定の効力発生の年から起算して九年目の一月一日まで、厚生省、社会保険庁、国家公務員共済庁、国防省及び海軍省による薬品の調達であつて、メキシコにおいて現在特許が認められていない薬品又はメキシコにおける特許が失効した薬品に関するものについては、適用しない。この7の規定は、知的財産権の保護に影響を及ぼすものではない。

第二節 恒久規定

1 第十一章の規定は、次の調達については、適用しない。

- (a) 政府が所有する小売店による商業的な再販売を目的とする調達
- (b) 地域金融機関又は多数国間金融機関からの借款による資金を用いて行われる調達のうち、これらの機関により異なる手続（現地調達要求を除く。）が課されているもの
- (c) メキシコの機関がメキシコの他の機関から行う調達
- (d) 水の購入に係る調達、エネルギーの供給に係る調達又はエネルギーの生産のための燃料の供給に係る調達

調達

2 第十一章の規定は、公益事業（電気通信、放送、水道及びエネルギーに関するサービスを含む。）については、適用しない。

3 第十一章の規定は、運送サービス（陸上運送サービス（C P C 七二）、水上運送サービス（C P C 七二）、航空運送サービス（C P C 七三）、運送支援及び運送補助サービス（C P C 七四）、郵便及び電気通信サービス（C P C 七五）並びに報酬を受けて又は契約に基づき提供されるその他の運送機器の修理のサービス（C P C 八八六八）を含む。）については、適用しない。

4 第十一章の規定は、調達契約の一部を構成するか又は調達契約に付随する運送サービスの調達については、適用しない。

5 第十一章の規定は、金融サービス、研究及び開発に関するサービス、政府が資金を提供する研究開発機関との間の運営及び管理に関する契約並びに政府の又は政府が支援する研究計画の実施に係る運営及び管理に関する契約については、適用しない。

6 第十一章の規定にかかわらず、メキシコは、次の要件を満たすことを条件として、調達契約を第十一章に規定する義務から除外することができる。

- (a) 除外される調達契約の総額は、次の金額に相当するメキシコ・ペソの金額を超えてはならない。
 - (i) この協定の効力発生の日から起算して七年目の十二月三十一日までは、各暦年について十億アメリカ合衆国ドル。この金額は、すべての機関（メキシコ石油公社及び連邦電力庁を除く。）に割り当てることができる。
 - (ii) この協定の効力発生の日から起算して八年目の一月一日以降は、各暦年について十八億アメリカ合衆国ドル。この金額は、すべての機関に割り当てることができる。
 - (b) (a)に規定するいかなる機関も、当該暦年に除外することのできる調達契約の総額の二十パーセントを超える価額の調達契約を除外することはできない。
 - (c) メキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外される調達契約の総額は、この協定の効力発生の日から起算して八年目の一月一日以降は、各暦年について七億二千万アメリカ合衆国ドルに相当するメキシコ・ペソの金額を超えてはならない。
- 7 6に規定するアメリカ合衆国ドルの金額は、この協定の効力発生の日属する年の翌年の一月から、アメリカ合衆国国内総生産のデフレーター（以下「US GDPデフレーター」という。）又は経済諮問委員

会が「経済指標」において公表するUSGDPデフレーターを承継する指標に基づき、この協定の効力発生の日を起点とする累積インフレーションを考慮して毎年調整される。

二千年から毎年一月までの累積インフレーションを考慮して調整されるアメリカ合衆国ドルの金額は、6に規定するアメリカ合衆国ドルの金額に次の(a)の(b)に対する比率を乗じた金額に等しいものとする。この場合において、(a)及び(b)に規定するUSGDPデフレーターは、基準となる年を同一の年とする。調整後のアメリカ合衆国ドルの金額については、百万アメリカ合衆国ドル未満の端数を四捨五入する。

(a) その年の一月現在のUSGDPデフレーター又は経済諮問委員会が「経済指標」において公表するUSGDPデフレーターを承継する指標

(b) この協定の効力発生の日現在のUSGDPデフレーター又は経済諮問委員会が「経済指標」において公表するUSGDPデフレーターを承継する指標

8 第二百二十六条の安全保障に関する例外規定は、核物質を防護し又は原子力技術を保護することを支援するために行われる調達について適用する。

9 第十一章の規定にかかわらず、機関は、次に定める割合を超えない現地調達については、これを要求す

ることができる。

- (a) 労働集約的な完成後引渡し of 事業又は大規模かつ総合的な事業については、四十パーセント
 - (b) 資本集約的な完成後引渡し of 事業又は大規模かつ総合的な事業については、二十五パーセント
 - (a) 及び (b) の規定の適用上、「完成後引渡し of 事業又は大規模かつ総合的な事業」とは、一般的に、機関により認められる権利に基づいて自然人又は企業が行う建設、供給又は設置に関する事業であつて、次の (c) から (f) までのすべての要件を満たすものをいう。
 - (c) 主たる契約者が元請負人又は下請負人を選定する権限を与えられていること。
 - (d) メキシコ政府又はその機関のいずれも当該事業に資金を供給していないこと。
 - (e) 当該自然人又は企業が当該事業の遂行不能に係る危険を負担すること。
 - (f) 施設が機関により又は当該機関の調達契約を通じて運営されること。
- 10 附属書十五に定める基準額にかかわらず、第二百二十条の規定は、メキシコ石油公社が国内に設立された供給者から行う調達（油田及びガス田において使用する物資又は機器の調達であつて、同社が業務を遂行する現場において行うもの）について適用する。

- 11 メキシコは、6又は第一節1、2及び4の規定に基づいてある暦年に除外した調達契約の総額が当該暦年について除外することのできる調達契約の総額を超過した場合には、その翌年に追加的な調達機会の提供による代償を与えることについて合意するため、日本国と協議する。その協議は、第十五章に規定するいずれの締約国の権利をも害するものではない。
- 12 第十一章の規定は、危険分担に関する契約を締結することをメキシコ石油公社に義務付けるものと解してはならない。
- 13 第十一章の規定は、再販売のために調達する物品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する物品及びサービスについては、適用しない。
- 14 第十一章の規定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この注釈は、第十一章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。
- 15 第十一章の規定は、政府の地方支分部局又は機関がこの協定の効力発生時に有効な法令に従って協同組合又は農村若しくは都市の低所得者層に属する供給者と直接締結する契約については、適用しない。
- 16 メキシコが行う調達には、次のものを含まない。

(a) 契約を構成しない合意に基づく移転又はあらゆる形態の政府による支援（協力を目的とする合意に基づく移転、補助金、借款、出資、保証、財政による奨励並びに政府による自然人若しくは企業又は州に対する物品及びサービスの提供を含む。）

(b) 財務代理又は預託に関するサービス、規制されている金融機関の清算及び管理に関するサービス並びに公債の販売及び流通に関するサービスの取得